

自転車を取り巻く利用環境観察 連載 ⑤ 「信号機と歩道がない交差点を右折するとき」

自転車安全利用研究会 谷田貝一男

信号機と歩道がない交差点では、自転車に乗りながらどのような経路で右折しますか。道路交通法第34条3で、右折の方法を次のように具体的に定めています。

信号機と歩

道がない交差

点では、自転

車に乗りなが

らどのような

経路で右折し

ますか。道路

交通法第34条

3で、右折の

方法を次のよ

うに具体的に

定めています。

右折時は道路左側寄り、交差点は側端徐行

「右折するときには、あらかじめその前からできる限り道路左側端に寄り、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません」。しかし、多くの自転車は交差点の中央や右側を通行しながら右折しています（写真1）。



写真1 大人だけではなく子どもまでも右側通行で右折している

自転車の左側通行方向を路面表示している交差点でも、右側を通行しながら右折する

自転車もいます（写真2）。

法律で定めた方法で右折しない理由

「法律に基づいた正しい右折方法を知らない」という知識、「短距離で早



写真2 自転車通行方向の路面標示を無視して右側通行で右折している

く進める」「左側通行しながら交差点に入るときの周囲確認・右折直前に対向から自動車が接近したときの一時停止が面倒」「交差点内での衝突・接触の危険性が高い」という意識など、様々な理由があります。

歩行者との接触の危険

写真3は自転車が右側通行しながら右折しています。左右の通行状況が見えない交差点のため、右方向道路前方に歩行者がいることに気付いていません。自転車の速度が速いときや歩行者との間の距離が短いときは、右側通行の自転車が



写真3 右側通行で右折すると前方の歩行者に追突する危険性がある

追突事故の加害者になる危険な状況です。

右折時と左折時の事故率の違い

自転車の過失が主原因で発生した事故件数が2018年から2020年の3年間で、右折時は左折時の1.9倍です。

右折するときには法律に基づいて周囲確認を行いながら、「交差点の左側端に沿って徐行する」ことが安全な方法であることを、ぜひ再確認してください。